



新	旧
<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1、2、4、6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上又は契約課で閲覧して確認すること。 「3、5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和8年4月1日以後に公告する請負工事から適用する。</p> <p>○日付の変更</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1、2、4、6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上又は契約課で閲覧して確認すること。 「3、5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和8年2月27日以後に公告する請負工事から適用する。</p>
<p>改定ページ：注意事項</p>	

新	旧																
<p><b>(3)工事施工前に際して</b></p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(ア) 労働者災害補償保険関係成立証明書                      (イ) 工事工程表                      (ウ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書                      (エ) 上記経歴書                      (オ) 下請負人選定通知書</p> <p><b>注1</b> ただし、上記(ウ)(オ)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。</p> <p><b>注2</b> 注1) 上記(ア)～(オ)は、契約課ホームページからダウンロードできる。(土木建設課ホームページにもリンクあり。)</p> <p><b>イ 下請負人が決定次第、下記の書類を提出すること。</b></p> <p>(イ) 施工体系図(様式-5)                      (ロ) 施工体制台帳・作業員名簿(様式-3-1 3-2)                      (ハ) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式)                      (ニ) 上記(ウ)(オ)で提出した会社との契約書(写し)                      (ホ) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。(ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない。)</p> <p>イ ウ 現地立ち入り前に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(ア) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2)                      (イ) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照)                      (ウ) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照)</p> <p>ウ エ 土場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。</p>	<p><b>(3)工事施工前に際して</b></p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(ア) 労働者災害補償保険関係成立証明書                      (イ) 工事工程表                      (ウ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書                      (エ) 上記経歴書                      (オ) 下請負人選定通知書                      (カ) 施工体系図 (様式-5)                      (キ) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2)</p> <p><b>注1</b> ただし、上記(ウ)(オ)(キ)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。</p> <p><b>注2</b> 上記(ア)～(オ)は、契約課ホームページからダウンロードできる。(土木建設課ホームページにもリンクあり。)</p> <p>イ 現地立ち入り前に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(ア) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2)                      (イ) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照)                      (ウ) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照)</p> <p>ウ 土場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。</p> <p><b>(4)工事施工前・施工時に際して</b></p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。                      なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 支障物件の調査確認 (様式-7)</td> <td>8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m～</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m～</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立余簿、竣工平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>10 民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table>	1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)	2 突出物件の確認	標 準 3.2m～	3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m～	4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m～	5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立余簿、竣工平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	スタンド等(2箇所以上) 7.2m～	6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	7 出入口すりつけ	10 民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。		11 その他必要な事項
1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)																
2 突出物件の確認	標 準 3.2m～																
3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m～																
4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m～																
5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立余簿、竣工平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	スタンド等(2箇所以上) 7.2m～																
6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																
7 出入口すりつけ	10 民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																
	11 その他必要な事項																
改定ページ：P.4																	

○文言の修正

新	旧																	
<p><b>(4)工事施工前・施工時に際して</b></p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 支障物件の調査確認(様式-7)</td> <td style="width: 50%;">8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m～</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m～</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>イ 履行報告書(様式-1) 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日作業の承認願(様式-9) 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 工事施工協議簿(様式-10) 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認願(様式-11) 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。</p> <p>カ 立会願(様式-12) 工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>キ 社内検査実施結果報告書(様式-13) 施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>ク 安全訓練等実施報告書(様式-14) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。 また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。</p> <p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-19) (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (ア) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供する。 ・舗装工事の請負人は、舗装工完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。 (イ) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。 ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。 注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 支障物件の調査確認(様式-7)</td> <td style="width: 50%;">8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m～</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m～</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table>	1 支障物件の調査確認(様式-7)	8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)	2 突出物件の確認	標 準 3.2m～	3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m～	4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m～	5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	スタンド等(2箇所以上) 7.2m～	6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	7 出入口すりつけ	10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。		11 その他必要な事項	<p>イ 履行報告書(様式-1) 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日作業の承認願(様式-9) 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 工事施工協議簿(様式-10) 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認願(様式-11) 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。</p> <p>カ 立会願(様式-12) 工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>キ 社内検査実施結果報告書(様式-13) 施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>ク 安全訓練等実施報告書(様式-14) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。 また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。</p> <p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-19) (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (ア) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供する。 ・舗装工事の請負人は、舗装工完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。 (イ) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。 ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。 注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p>
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 支障物件の調査確認(様式-7)</td> <td style="width: 50%;">8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m～</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m～</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table>	1 支障物件の調査確認(様式-7)	8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)	2 突出物件の確認	標 準 3.2m～	3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m～	4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m～	5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	スタンド等(2箇所以上) 7.2m～	6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	7 出入口すりつけ	10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。		11 その他必要な事項	<p>イ 履行報告書(様式-1) 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日作業の承認願(様式-9) 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 工事施工協議簿(様式-10) 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認願(様式-11) 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。</p> <p>カ 立会願(様式-12) 工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>キ 社内検査実施結果報告書(様式-13) 施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>ク 安全訓練等実施報告書(様式-14) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。 また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。</p> <p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-19) (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (ア) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供する。 ・舗装工事の請負人は、舗装工完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。 (イ) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。 ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。 注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p>	
1 支障物件の調査確認(様式-7)	8 緑石切下げ(次の巾を基準値とする)																	
2 突出物件の確認	標 準 3.2m～																	
3 埋設物の掘削調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m～																	
4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m～																	
5 境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	スタンド等(2箇所以上) 7.2m～																	
6 家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	9 人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																	
7 出入口すりつけ	10 民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																	
	11 その他必要な事項																	
<p>○項目の移動</p>																		
<p>改定ページ：P.5</p>																		

工事特記仕様書（令和8年4月1日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-19)</p> <p>(1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(7) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供すること。</li> <li>舗装工事の請負人は、舗装工事完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。</li> </ul> <p>(4) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。</li> <li>舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工事完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。</li> </ul> <p>注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p> <p>(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については、着手前に地権者等に確認を行うこと。</p> <p>コ 取りまとめ結果表(様式-24) 施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、しゅん功時に提出すること。</p> <p>サ 休暇届(様式-25) ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」を提出すること。</p> <p>シ 隣接工作物等所有者確認簿(様式-26) 本確認簿は、道路工事に隣接している民地の工作物等について、道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。 工事着手前、完了後に、工作物等の状況写真を撮影し、別途所有者等に確認を行うこと。(立会写真は不要) 様式-26に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。</li> <li>改良工事の請負人は、改良工事完了時に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。</li> <li>改良工事の請負人は、改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。</li> <li>舗装工事の請負人は、本確認簿の引き継ぎを受けたあと、舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。なお、所有者等の確認の署名は不要とする。</li> </ul> <p>注1) 所有者が確認出来ない場合は、監督員が立会し工作物を確認すること。 注2) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。 注3) 隣接工作物に変状があった場合は、改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。</p>	<p>(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については、着手前に地権者等に確認を行うこと。</p> <p>コ 取りまとめ結果表(様式-24) 施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、しゅん功時に提出すること。</p> <p>サ 休暇届(様式-25) ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」を提出すること。</p> <p>シ 隣接工作物等所有者確認簿(様式-26) 本確認簿は、道路工事に隣接している民地の工作物等について、道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。 工事着手前、完了後に、工作物等の状況写真を撮影し、別途所有者等に確認を行うこと。(立会写真は不要) 様式-26に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。</li> <li>改良工事の請負人は、改良工事完了時に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。</li> <li>改良工事の請負人は、改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。</li> <li>舗装工事の請負人は、本確認簿の引き継ぎを受けたあと、舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。なお、所有者等の確認の署名は不要とする。</li> </ul> <p>注1) 所有者が確認出来ない場合は、監督員が立会し工作物を確認すること。 注2) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。 注3) 隣接工作物に変状があった場合は、改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。</p>
<p>○項目の移動</p> <p>改定ページ：P.6</p>	